

# 第23期 第3回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和7年6月10日（火）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

## ～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・P1～39
- （2）委員会指示の適用除外について（佐賀県有明海漁業協同組合）（協議）・・・P40～43
- （3）佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号の改正について（協議）・・・P44～46
- （4）その他

3 閉 会

水産第 925 号  
令和 7 年 (2025 年) 5 月 30 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏 様

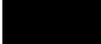
佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針の一部変更について (諮問)

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針 (本文) 案
2. 佐賀県資源管理方針 (別紙) 案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課  
漁業調整担当   
電話:0952-25-7145  
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

## 第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

### 附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年●月●日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源  
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類   | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統                 |
| 小型まき網漁業 | 4 統                 |
| しき網漁業   | 50 統                |
| 定置漁業    | 2 統                 |
| 小型定置網漁業 | 60 統                |

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類   | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統                 |
| 小型まき網漁業 | 4 統                 |
| しき網漁業   | 50 統                |
| 定置漁業    | 2 統                 |
| 小型定置網漁業 | 60 統                |

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源  
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類   | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統                 |
| 小型まき網漁業 | 4 統                 |
| しき網漁業   | 50 統                |
| 定置漁業    | 2 統                 |
| 小型定置網漁業 | 60 統                |

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源  
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類   | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 定置漁業    | 2 統                 |
| 小型定置網漁業 | 60 統                |

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類   | 漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数） |
|---------|---------------------|
| 中型まき網漁業 | 2 統                 |
| 小型まき網漁業 | 4 統                 |
| しき網漁業   | 50 統                |
| 定置漁業    | 2 統                 |
| 小型定置網漁業 | 60 統                |

別紙 1 - 8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 - 9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源  
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

### 別紙 3—1

#### 第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

#### 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

### 別紙 3—2

#### 第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

#### 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

### 別紙 3—3

#### 第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

#### 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

### 別紙 3—4

#### 第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

#### 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

### 別紙 3—5

#### 第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

#### 第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

### 別紙 3—6

#### 第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

#### 第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がざみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

| 佐賀県資源管理方針（改正後）  | 佐賀県資源管理方針（改正前）  |
|---|---|
| <p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和●●年●●月●●日</p> <p>佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量62.9千トン（令和4年）、生産額は251.9億円（令和3年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源</p> | <p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和6年2月7日</p> <p>佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量66.6千トン（令和3年）、生産額は305.6億円（令和2年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年4月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年7月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和4年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和4年7月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和5年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和6年2月7日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和6年12月17日より施行する。</p> | <p>源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-17 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和2年12月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年4月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和3年7月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和4年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和4年7月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和5年1月1日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和6年2月7日より施行する。</p> <p>附則<br/>この方針は、令和6年12月17日より施行する。</p> |
|--|---|

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

|  |   |
|--|---|
| <p>別紙 1<br/>別紙 1-1-1-6 (略)<br/>別紙 1-7<br/>第 1 特定水産資源<br/>まさは及びびごまさは対馬暖流系群</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等<br/>佐賀県ぶり漁業<br/>(1) 当該知事管理区分を構成する事項<br/>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。<br/>① 水域<br/>② の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域<br/>② 対象とする漁業<br/>中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型<br/>定置網漁業及びびその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事<br/>業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業<br/>③ 漁獲可能期間<br/>周年<br/>(2) 漁獲量の管理の手法等<br/>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、<br/>漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。<br/>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準<br/>全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。</p> | <p>別紙 1<br/>別紙 1-1-1-6 (略)<br/>別紙 1-7<br/>第 1 特定水産資源<br/>まさは対馬暖流系群及びびごまさは東シナ海系群</p> <p>第 2 第 4 (略)<br/>別紙 1-8-1-10 (略)<br/>(新設)</p> |
|--|---|

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づき採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙3—1

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—1

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

|   |   |
|---|---|
| <p>別紙 3—2</p> <p>第 1 水産資源<br/>ひらめ日本海中西部・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> | <p>別紙 3—2</p> <p>第 1 水産資源<br/>さわら日本海・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
| <p>別紙 3—3</p> <p>第 1 水産資源<br/>とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>                                   | <p>別紙 3—3</p> <p>第 1 水産資源<br/>ひらめ日本海中西部・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p>                                      |

|  |   |
|--|---|
| <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—4<br/>水産資源<br/>けんさきいか日本海・東シナ海系群<br/>資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお<br/>国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—5<br/>水産資源<br/>さんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）<br/>資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> | <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—4<br/>水産資源<br/>とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群<br/>資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
| <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—5<br/>水産資源<br/>けんさきいか日本海・東シナ海系群<br/>資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお<br/>国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の</p>   | <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—5<br/>水産資源<br/>けんさきいか日本海・東シナ海系群<br/>資源管理の方向性<br/>国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお<br/>国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—6<br/>第1 水産資源<br/>いさぎ九州北・西海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—7<br/>第1 水産資源<br/>くるまえび玄界灘佐賀海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網</p> | <p>採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—6<br/>第1 水産資源<br/>きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—7<br/>第1 水産資源<br/>いさぎ九州北・西海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>(えびこぎ網漁業)におけるCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(2kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>   | <p>CPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(80kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>   |
| <p>別紙3—8<br/>第1 水産資源<br/>くえ九州北西・山口海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出したCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(13kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> | <p>別紙3—8<br/>第1 水産資源<br/>くるまえび玄界灘佐賀海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網(えびこぎ網漁業)におけるCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(2kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>別紙 3—9</p> <p>第 1 水産資源<br/>がざみ有明海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> | <p>別紙 3—9</p> <p>第 1 水産資源<br/>くえ九州北西・山口海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
| <p>別紙 3—10</p> <p>第 1 水産資源<br/>あかむつ九州北西海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、</p>   | <p>別紙 3—10</p> <p>第 1 水産資源<br/>がざみ有明海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>て、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源<br/>このしる有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—12</p> <p>第1 水産資源<br/>しばえび有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> | <p>定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源<br/>あかむつ九州北西海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> <p>別紙3—12</p> <p>第1 水産資源<br/>このしる有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>   | <p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>  |
| <p>別紙3—13</p> <p>第1 水産資源<br/>さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> | <p>別紙3—13</p> <p>第1 水産資源<br/>しばえび有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるC PUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
| <p>別紙3—14</p> <p>第1 水産資源<br/>うに類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下</p>   | <p>別紙3—14</p> <p>第1 水産資源<br/>さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>  | <p>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p>  |
| <p>別紙3—15<br/>第1 水産資源<br/>さざえ佐賀県玄海海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> | <p>別紙3—15<br/>第1 水産資源<br/>うに類佐賀県玄海海域<br/>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>別紙3—16</p> <p>第1 水産資源<br/>あわび類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> | <p>別紙3—16</p> <p>第1 水産資源<br/>さざえ佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
| <p>別紙3—17</p> <p>第1 水産資源<br/>あわび類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協</p>  | <p>別紙3—17</p> <p>第1 水産資源<br/>あわび類佐賀県玄海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性<br/>資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項<br/>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項<br/>特になし。</p> |
|--|--|

## 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号の適用除外申請書

佐有漁協指第84号  
令和7年6月2日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号の適用除外を受けたいので申請します。

### 記

#### 1. 適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために、ウミタケが生息していた場所を中心に調査操業を予定している。本調査操業では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

#### 2. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行い市場調査を行うことで、市場における有明海産ウミタケの需要、評価、価格面の把握を行うことを目的とする。

#### 3. 調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、市場（一部まえうみ）に出荷し市場調査を行う。

#### 4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物 最大6,000個体

#### 5. 適用除外の期間

令和7年6月15日から令和7年6月20日まで

#### 6. 調査操業計画

別紙のとおり

#### 7. 調査地点

佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

## 令和7年度 ウミタケ調査操業実施要領

1. **調査の目的** 有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業（漁協による調査操業）を行い市場調査を行うことで、市場における有明海産ウミタケの需要、評価、価格面の把握を行うことを目的とする。
2. **調査の方法** 簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、市場（一部まえうみ）に出荷し市場調査を行う。
3. **調査年月日** 簡易潜水器 6月15日～6月20日までのうち最大6日間（荒天時は中止（順延無し）、土曜休漁）
4. **調査操業時間** 調査操業開始から2時間以内とし、ボンベ2本を上限とする。
5. **調査操業漁船** 簡易潜水器6隻以内
6. **調査操業海域** 佐賀県有明海区で、県許可漁業にて一昨年許可された操業範囲内とする。
7. **調査操業の条件**
  - ①簡易潜水器業者の操業により調査を行う  
※リーダー船を選定し調査操業の開始・終了・中止等の指揮にあたる  
※調査操業の従事者は必ずライフジャケットを着用すること
  - ②調査日毎に別紙の調査操業日誌を記載する（調査操業日誌作成予定）
  - ③採捕対象生物はウミタケのみとする
  - ④漁獲量は1日1隻3箱を目途とする
  - ⑤採捕したウミタケは調査操業実施者が筑後中部魚市場および佐賀魚市場(共に漁協仕切り)に出荷する。（一部まえうみへ出荷する。）
8. **調査操業実施者への精算方法**

調査操業における水揚げ金額から必要経費を差し引いた残金を調査終了後に実施者へ精算する。

令和7年度ウミタケ調査操業従事者一覧

(簡易潜水器)

| 従事者 | 所属支所 | 住所 |
|-----|------|----|
|     |      |    |

使用船舶

| 漁船登録番号 | 船名 | トン数 | 推進機関の種類 | 馬力 | 漁船所有者 | 潜水士 |
|--------|----|-----|---------|----|-------|-----|
|        |    |     |         |    |       |     |

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

令和7年 月 日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、**当該漁業権の行使者**が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号 新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>令和5年8月17日</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会<br/>会長 西久保敏</p> <p>1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。<br/>ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、<b>当該漁業権者</b>が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認められた場合はこの限りでない。</p> <p>2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（10</p> | <p>佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>令和5年8月17日</p> <p><u>令和7年 月 日一部改正</u></p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会<br/>会長 西久保敏</p> <p>1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。<br/>ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、<b>当該漁業権の行使者</b>が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認められた場合はこの限りでない。</p> <p>2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（10</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>0 間、50 間) の大船通し、大潮通しの区域内において<br/>は、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。<br/>ただし、第1種及び第3種区画漁業権(貝類養殖業)漁<br/>場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操<br/>業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特<br/>に必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りす<br/>る漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標<br/>識旗を掲げなければならぬ。</p> <p>4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月<br/>31日までとする。</p> | <p>0 間、50 間) の大船通し、大潮通しの区域内において<br/>は、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。<br/>ただし、第1種及び第3種区画漁業権(貝類養殖業)漁<br/>場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操<br/>業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特<br/>に必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りす<br/>る漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標<br/>識旗を掲げなければならぬ。</p> <p>4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月<br/>31日までとする。</p> |
|---|---|